

# 省エネ家電への 買替えを支援します！

1世帯あたり

最大 **5** 万円

## 八幡浜市LED照明器具等省エネ家電買替促進事業補助金

地球温暖化対策を推進するとともに、エネルギー価格高騰の影響を受ける市民生活を支援するため、自ら居住する市内の住宅において使用する家電製品を、省エネ性能の高い家電に買い替える市民の方に対し、購入費用の一部を補助します。

申請受付期間  
(先着順)

令和8年

4月1日

～

令和9年

2月28日

### 対象家電

市内の販売店や業者から購入した

LED照明器具

エアコン

電気冷蔵庫

で、次の条件をすべて満たすもの

①省エネ基準達成率が100%以上

LED照明器具・・・目標年度2020年度  
エアコン・・・・・・・目標年度2027年度  
電気冷蔵庫・・・・・・・目標年度2021年度

②令和8年4月1日～令和9年2月28日の期間に購入・設置したもの

③既存の家電製品からの買替えて、新品・未使用品のもの

④市内の自らが居住する住宅に設置するもの  
※インターネット等による購入品は対象外です  
※LED照明器具は電球又はランプのみの購入は対象外です

### 補助金額

対象家電購入費（税抜き）の **1/2**

※1世帯上限5万円。千円未満は切り捨て。

※補助対象経費は本体購入費です。付属品、設置工事費、配送費及び既存の家電製品の処分費や消費税は対象となりません。

※販売店のポイントサービス、クーポン券、ギフト券等により支払った費用は対象となりません。

※補助対象家電を複数購入した場合は、合計額で申請できます。

※補助対象経費の合計額1万円以上が対象となります。

### 統一省エネラベル



「省エネ性マーク」  
(目標年度)  
グリーンが対象

「省エネ基準達成率」  
100%以上が対象

申請は1世帯  
1回限り！



## 申請の流れ

市内の販売店等で対象家電を購入

市内の住居に設置

申請書類提出

審査

交付決定通知

指定口座へ振込

## 補助対象家電の条件 ※すべてに該当すること

- 補助対象家電の各品目の目標年度の省エネ基準達成率が100%以上のもの
- 対象期間内に購入・設置したもの（対象期間 令和8年4月1日～令和9年2月28日）
- 八幡浜市内に所在する店舗又は事業所において購入及び設置が完了したもの
  - ※市外の販売店、インターネット等による購入は対象外
- 既存の家電製品からの買替えて、新品・未使用品のもの ※リース品、レンタル品は対象外
- 補助対象経費（本体購入費）の合計額が1万円以上のもの

## 補助対象者の条件 ※すべてに該当すること

- 申請の時点において、八幡浜市内に住所を有し、本市の住民基本台帳に記録されている方
- 市税等を滞納していない方
- 同一世帯の方が、本補助金の交付を過去に受けていない方
- 補助対象家電の購入費について、国、県、市その他の団体から他の補助金の交付を受けていない方
- 暴力団員等でない方
- 買替えを目的として自ら補助対象家電を購入して、自らが居住する市内の住宅に設置する方

## 申請に必要な書類

- 八幡浜市LED照明器具等省エネ家電買替促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 補助対象経費の支払いを証する領収書その他の書類の写しで、購入者、購入日、購入品名、本体価格（税抜）及び市内販売店名が確認できるもの
- 購入した補助対象家電のメーカー、型番、製造番号及び省エネ基準達成率が確認できる書類
- 購入した補助対象家電の設置状況が確認できる写真
- 買替えを証明する次のいずれかの書類
  - ア エアコン又は電気冷蔵庫の場合 家電リサイクル券（排出者控）の写し
  - イ LED照明器具の場合 買替え前の照明器具が設置されていたことが分かる写真
- 補助金の振込先金融機関の口座情報を確認できる書類（通帳、キャッシュカード等）の写し

▼HPもチェック！

【問合せ・申請書類提出先】 ☎796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市役所生活環境課脱炭素推進室 電話：0894(22)3111（内線：1274、1273）

※郵送又は持参により提出してください。

